

# 第14回 農業委員会総会議事録

平成27年8月21日開会

中標津町農業委員会

平成27年8月21日、第14回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 15番 纒 坂 尚 久

## 附議した案件

- イ) 議案第69号 現況証明願いについて
- ロ) 議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ハ) 議案第71号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- ニ) 議案第72号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- ホ) 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- ヘ) 報告第36号 農地法第3条3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
- ト) 報告第37号 農地法第4条許可書の交付について

## 本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただ今の出席委員は17名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第14回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

12番、杉本公也委員。

13番、本田信幸委員。

以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。事務局長。

事務局長 7月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。  
7月30日に役場301号会議室で中標津町都市計画審議会が開催され、報告事項により、中標津町都市計画マスタープラン進行管理表及び、中標津町景観計画の策定について説明を受けております。委員として会長が出席しております。  
以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、報告第35号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第35号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(10)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の35ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積31,974㎡の内14,000㎡ほか1筆。合計、畑、20,779㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年1月1日から平成29年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第70号(1)に関連するもので、現在、賃貸借中の農地の一部について、近隣農家へ譲渡するため、期間内解約するものです。議案の36ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積39,948㎡ほか3筆。合計、畑、74,461㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年8月1日から平成29年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第70号(3)に関連するもので、現在、賃貸借中の農地について、近隣農家へ譲渡するため、期間内解約するものです。議案の37ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積50,003㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成19年5月1日から平成29年4月30日まで。合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。

なお(4)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の38ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積50,002㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年6月1日から平成29年5月31日まで。合意解約成立の日、平成27年8月7日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第70号(4)(5)に関連するもので、現在、賃貸借中の農地について、近隣農家へ譲渡するため、期間内解約するものです。議案の39ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 51,077 m<sup>2</sup>ほか5筆。合計、畑、  
190,723 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 4 月 1 日から  
平成 28 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 6 月 19 日。6、解約の理  
由、合意解約。  
なお(6) から(8) につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、  
一括してご説明いたします。議案の 4 0 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積  
72,344 m<sup>2</sup>ほか1筆。合計、畑、92,921 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約  
期間、平成 18 年 5 月 30 日から平成 28 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成  
27 年 6 月 19 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 4 1 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 49,540 m<sup>2</sup>の内 19,064 m<sup>2</sup>ほか  
1筆。合計、畑、34,072 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25  
年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 6 月 19 日。  
6、解約の理由、合意解約。議案の 4 2 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 39,160 m<sup>2</sup>ほか3筆。合計、  
畑、99,279 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 18 年 5 月 30 日  
から平成 28 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 6 月 19 日。6、解約  
の理由、合意解約。  
この案件については、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間  
内解約したものです。議案の 4 3 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 74,225 m<sup>2</sup>の内 49,225 m<sup>2</sup>。  
3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 5 月 1 日から平成 28 年 4  
月 30 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 7 月 28 日。6、解約の理由、合意解約。  
なお(10) につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括して  
ご説明いたします。議案の 4 4 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 39,918 m<sup>2</sup>ほか2筆。合計、  
畑、114,368 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 1 月 1 日  
から平成 27 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 7 月 28 日。6、解約  
の理由、合意解約。この案件については、議案第 7 0 号(10) に関連するもので、

現在、賃貸借中の農地について、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
日程4、議案第69号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第69号 現況証明願(1)について説明いたします。  
4ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇  
代表取締役〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、山林、面積24,490㎡。  
現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請及び農振開発行為申請書添付のため。4、見取図は別紙のとおりです。  
本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、農振開発行為申請のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、農地としては使用されたことはなく、現在も砂利採取場として使用されている状況ですが公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。  
平成27年8月20日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。なお、農振開発行為申請については後日中標津町に申請することを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程5、議案第70号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(3)と、(4)・(5)と(6)から(8)と、(9)・(10)の4回に分けて審議を致します。

(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員

上程になりました、議案第70号(1)から(3)について説明いたします。  
7ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、現況畑、面積31,974㎡ほか1筆。合計38,753㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,513,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。なお、(2)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。9ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積43,824㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、930,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有地を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年7月30日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。11ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,948㎡ほか3筆。合計74,461㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地の一部を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,135,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金5,100,000円、自己資金35,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年7月30日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です

議長

説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
議案第70号(1)から(3)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
……………(〇〇委員退席後)……………  
議案第70号(4)・(5)について、地区推進班から議案の  
朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第70号(4)(5)について説明いたします。13ページをお開きください。  
(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,003㎡。利用状況、牧草畑。  
3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地の一部を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。  
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。  
5、価格、3,900,000円。  
6、資金調達方法、農家経済改善資金。  
7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。  
8、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
9、見取図は別紙のとおりです。  
なお、(5)につきましても譲受人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。15ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,002㎡。利用状況、牧草畑。  
3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地の一部を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。  
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。  
5、価格、3,800,000円。  
6、資金調達方法、農家経済改善資金。  
7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。  
8、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、所有者である〇〇氏、〇〇氏より、現在賃貸借している農地について、現使用者へ売り渡したい旨の申し出があり、協議の結果、現在の利用者に売渡すことに決定したものであります。



別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)・(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。議案第70号(4)・(5)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
……………(〇〇委員着席後)……………

〇〇委員に申し上げます。  
本案は原案のとおり、可決されました。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
……………(〇〇委員退席後)……………  
議案第70号(6)から(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第70号(6)から(8)について説明いたします。17ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇ほか10名、共有名義。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積32,207㎡。利用状況、畑ほか3筆。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、規模縮小のため、所有農地の一部を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,942,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(7)(8)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。19ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況採草放牧地、面積14,386㎡。利用状況、採草放牧地ほか3筆。3、許可を受けようとする

る事由。譲渡人、規模縮小のため、所有農地の一部を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,214,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。21ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町計根別本通東3丁目17番地1、計根別農業協同組合 代表理事組合長 西塚秀夫。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況採草放牧地、面積50,389㎡。利用状況、採草放牧地ほか4筆。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、規模縮小のため、所有農地の一部を計根別農業協同組合に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け、育成牧場として使用するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,139,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、計根別農業協同組合につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇〇〇〇〇の規模縮小に伴い、所有地を譲渡したい旨の申し出があり、平成26年5月16日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)から(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
議案第70号(6)から(8)について、原案のとおり決することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
……………(〇〇委員着席後)……………  
〇〇委員に申し上げます。  
本案は原案のとおり、可決されました。  
議案第70号(9)・(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員

本田信幸委員 議案第70号(9)(10)について説明いたします。

23ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積28,046㎡。利用状況、牧草畑ほか4筆。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地の一部を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,473,000円。6、資金調達方法、農地ローン。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成27年5月13日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

25ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,661㎡。利用状況、畑ほか6筆。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、14,463,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)・(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

なければ質疑を打ち切ります。

議長 おはかり致します。

議案第70号、(9)・(10)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。  
なお、本案件につきましては、(1)と、(2)の2回に分けて審議を致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。  
28ページをお開きください。  
(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名、標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成26年12月3日。  
3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年7月27日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。  
今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、29ページのとおりでありまして、合計16筆、381,597㎡です。この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。  
なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり要請致します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
……………(〇〇委員退席後)……………  
議案第71号(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第71号(2)について説明いたします。30ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日。平成27年4月30日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成27年6月10日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、31ページのとおりでありまして、合計11筆、392,454㎡です。この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第71号(2)について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、要請致します。

……………(〇〇委員着席後)……………

〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第72号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第72号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期

報告による要件の確認について」ご説明致します。33ページをお開きください。平成27年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇以上1件の提出がありました。平成27年7月30日以降受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。  
日程8、報告第36号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第36号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。46ページをお開きください。平成27年8月3日に受理しました、平成26年度分の報告書で、〇〇〇〇有限会社のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものであります。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
日程9、報告第37号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第37号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。  
48ページをお開きください。  
許可日、平成27年4月24日付。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示につきましては記載のとおりです。  
3、許可期間は、平成27年4月27日から平成28年4月26日となっております。以上、報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第14回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。  
(閉会 11時3分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年8月21日

会 長            安 田    稔

---

1 2 番            杉 本 公 也

---

1 3 番            本 田 信 幸

---